

整理番号	19-16	事務事業名	(高齢サービス事業)老人福祉施設入所措置費支弁事業	作成部署	保健福祉部 福祉課	電話	内線805
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名 上村 弘志	課長職名	小西 洋一	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	H5	根拠法令等	老人福祉法、北広島市老人福祉法施行細則、北広島市老人福祉施設費用徴収規則				
" 終了予定年度							
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	措置の制度自体は老人福祉法の制定と同じく昭和30年代の後半からあるものと思われるが、措置に関する事務は平成5年4月に北海道から移譲された。						

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	安全で安心できるまち	(第 1 章)
	節	高齢者福祉	(第 5 節)
	施策	自立と社会参加の促進	(第 2 施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	身体的、経済的等の理由により、居宅において養護することが困難な高齢者	
	意図(何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	安全で安心した生活を送ってもらうために、養護老人ホームへ入所させる。	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	入所判定委員会を開いて対象者の施設入所を判定し、利用者の希望する養護老人ホームへ入所させる。 また、入所に伴う施設の費用は養護老人ホームへ支弁を行い、入所者本人及び扶養義務者からの所得に応じた費用徴収金は、市において金額を決定し収納する。
		17年度	同上

2 実施(ドゥ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金	1,328	2,521		
	道支出金				
	地方債				
	その他特財	1,177	2,190	2,195	2,195
	一般財源	1,907	3,126	5,996	5,996
	合 計	4,412	7,837	8,191	8,191
人件費(概算)	人 数(年間)	0.02	0.02	0.02	0.02
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	180	180	180	180
総事業費 +		4,592	8,017	8,371	8,371

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	入所判定者数	1人	1人	1人	1人
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	新規入所措置者数 (入所判定後、待機により次年度以降の入所がある)	2人	1人	1人	0人
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	1人あたり費用	1,997千円	2,005千円	2,093千円	2,093千円

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等	平成11年度までは、施設入所ばかりでなく、ホームヘルプサービスなどの在宅サービスも措置制度に含まれていたが、その多くは介護保険に移行した。 平成12年度以降も、身体・精神上、環境上の理由あるいは経済的理由により、措置が必要なケースがあり、各市町村でこの事務が行われている。
---------------------------------	---

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	法律の規定により、市が措置を決定し、費用を支弁する義務を負っているものである。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	法律の規定に基づき、対象者を養護老人ホームへ入所させるものである。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	入所については措置による制度であり、ほかの手段はない。 施設に支払う措置費用の計算については委託しており、効率化を図っている。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	国の基準に基づき、受益者負担を実施している。	

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	居宅での養護が困難な高齢者が対象であり、養護老人ホームで安心・安全な生活が確保されている。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	老人福祉法に基づく措置であり、コスト削減には非該当。	

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	老人福祉法の規定に基づく事務であり、今後も継続して実施していく。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	1次評価のとおり